

社会福祉法人稚内木馬館個人情報保護規程

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 個人情報の利用及び取得（第4条—第7条）

第3章 個人データの適正管理（第8条・第9条）

第4章 保有個人データの開示、訂正、追加、削除及び利用停止（第10条・第11条）

第5章 組織及び体制（第12条—第14条）

第6章 雜則（第15条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、個人情報が個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることから、社会福祉法人稚内木馬館（以下「法人」という。）が保有する個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定め、法人が提供する福祉サービスの適正かつ円滑な運営を図り、もって個人の権利利益を保護することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる次に掲げるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

ア 氏名

イ 生年月日

ウ 個人別に付された番号、記号、符号等

エ その他の記述

（2） 個人情報データベース等 個人情報を含む情報の集合物であつて、次に掲げるものをいう。

ア 特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるよう体系的に

構成したもの

イ アに掲げるもののほか、特定の個人情報を容易に検索することができるよう
に体系的に構成した情報の集合物であって、目次、索引その他検索を容易にす
るためのものを有するものをいう。

- (3) 個人データ 個人情報データベース等を構成する個人情報をいう。
- (4) 保有個人データ 法人が開示、内容の訂正、追加又は削除、利用の停止、消
去及び第三者への提供の停止を行うことのできる権限を有する個人データであつ
て、次に掲げるもの以外のものをいう。
 - ア 当該個人データの存否が明らかになることにより、本人又は第三者の生命、
身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるものが明らかになることにより、本人
又は第三者の生命、身体又は財産に危害が及ぶおそれがあるもの
 - イ 当該個人データの存否が明らかになることにより、違法又は不当な行為を助
長し、又は誘発するおそれがあるもの
 - ウ 6月以内に消去することとなるもの
- (5) 本人 個人情報から識別され、又は識別され得る個人をいう。

(法人の責務)

第3条 法人は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、提供する福祉サ
ービスを通じて個人情報の保護に努めるものとする。

第2章 個人情報の利用及び取得

(利用目的の特定)

第4条 法人は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目
的」という。）をできる限り特定するものとする。

- 2 法人は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有す
ると合理的に認められる範囲で行うものとする。
- 3 法人は、利用目的を変更した場合は、変更した利用目的について、本人に通知し、
又は公表するものとする。
- 4 個人情報を取り扱う事業所は、第1項に規定する利用目的を特定するため、別記
第1号様式の個人情報取扱業務概要説明書を作成しなければならない。

(利用目的外の利用の制限)

第5条 法人は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利
用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱わないものとする。

- 2 前項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 法令等に基づく場合
 - (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
 - (4) 次に掲げる者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - ア 国の機関
 - イ 地方公共団体
 - ウ 国の機関又は地方公共団体から委託を受けた者
- (取得の制限)
- 第6条 法人は、個人情報を取得するときは、利用目的を明示するとともに、適法かつ適正な方法で行うものとする。
- 2 法人は、次に掲げる事項に関する個人情報については取得しないものとする。
- (1) 思想、信条及び宗教
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれがあるもの
- 3 法人は、個人情報を収集するときは、本人から取得するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (4) 所在不明、判断能力が不十分等の事由により、本人から取得することができないとき。
 - (5) 相談、援助、指導、代理、代行等を含む事業において、本人から取得したのではその目的を達成し得ないと認められるとき。
- 4 法人は、前項第4号及び第5号の規定により個人情報を本人以外の者から収集したときは、その旨を本人に通知するよう努めるものとする。
- (取得に際しての利用目的の通知等)

第7条 法人は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を本人に通知し、又は公表するものとする。

2 法人は、前項の規定にかかるわらず、次に掲げる場合については、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

- (1) 本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面に記載された当該本人の個人情報を取得するとき。
 - (2) 本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得するとき。
- 3 前2項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。
- (1) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。
 - (2) 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより法人の権利又は正当な利益を害するおそれがあるとき。
 - (3) 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。
 - (4) 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められるとき。

第3章 個人データの適正管理

(個人データの適正管理)

第8条 法人は、利用目的の達成に必要な範囲内で、常に個人データを正確かつ最新の状態に保つものとする。

- 2 法人は、個人データの漏えい、滅失、き損の防止その他の個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。
- 3 法人は、個人データの安全管理のため、個人データを取り扱う職員に対し、必要かつ適切な監督を行うものとする。
- 4 法人は、利用目的に関し保存する必要がなくなった個人データを確実かつ速やかに破棄又は削除するものとする。
- 5 法人は、個人情報の取扱いの全部又は一部を法人以外の者に委託するときは、原則として委託契約において、個人データの安全管理について受託者が講ずべき必要な措置を明らかにし、受託者に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

(第三者提供の制限)

第9条 法人は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供しないものとする。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 次に掲げる者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ 国の機関又は地方公共団体から委託を受けた者

2 次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

- (1) 法人が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託するとき。
- (2) 合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供されるとき。
- (3) 個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的及び当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称についてあらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

3 法人は、前項第3号に規定する利用する者の利用目的又は個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。

第4章 保有個人データの開示、訂正、追加、削除及び利用停止

(開示の申出)

第10条 本人に係る保有個人データについて、当該本人は、法人に対し、その開示を申し出ることができる。

2 前項の開示の申出は、別記第2号様式の個人情報開示申出書を提出して行うもの

とする。

3 法人は、前項の申出書の提出があったときは、開示又は非開示を決定し、当該開示申出者に対し、別記第3号様式の個人情報開示・非開示決定通知書により通知するものとする。

4 法人は、次に掲げる事項に該当するときは、その全部又は一部を開示しないことができる。

(1) 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがあるとき。

(2) 法人の事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがあるとき。

(3) 他の法令等に違反することとなるとき。

(訂正等の措置)

第11条 法人は、開示を受けた者から、開示に係る個人データの訂正、追加、削除又は利用停止（以下「訂正等」という。）の申出があったときは、利用目的の達成に必要な範囲内において遅滞なく調査を行い、その結果を申出をした者に対し、書面により通知するものとする。

2 法人は、前項の通知を受けた者から、再度、訂正等の申出があったときは、前項と同様の処理を行うものとする。

第5章 組織及び体制

(個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者の設置)

第12条 法人は、第8条に規定する個人データの適正管理を行うため、個人情報保護管理者及び個人情報保護担当者を置く。

2 個人情報保護管理者は、各事業所の長をもって充てる。

3 個人情報保護管理者は、理事長の指示及び本規程の定めに基づき、適正管理対策の実施、所属職員に対する教育、事業訓練等を行う責任を負うものとする。

4 個人情報保護担当者は、各事業所ごとに個人情報保護管理者が若干名を指名する。

5 個人情報保護担当者は、個人情報保護管理者の指示に基づき、開示の申出及び訂正等の受付、記録、報告等を行うものとする。

(苦情の対応)

第13条 法人は、個人情報の取扱いに関する苦情については、別に定める苦情対応規程に基づき、適切かつ迅速な対応に努めるものとする。

(役職員等の責務)

第 14 条 法人の役職員等（ボランティア等の従事者を含む。以下同じ。）又は役職員等であった者は、業務上知り得た個人情報の内容を第三者に漏洩し、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 本規程に違反する事実又は違反するおそれがあることを発見した職員は、その旨を個人情報保護管理者に報告するものとする。

3 個人情報保護管理者は、前項による報告の内容を調査し、違反の事実が判明した場合には遅滞なく理事長に報告するとともに、関係部門に適切な措置をとるよう指示するものとする。

第 6 章 雜則

(理事長への委任)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成 22 年 9 月 14 日第 4 回理事会決定）

この規程は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。